

# 大分県報

令和六年  
十二月二十三日  
(月曜日)

目 次

条 例

大分県使用料及び手数料条例の一部改正  
大分県産業廃棄物税条例の一部改正  
大分県の事務処理に関する条例等の一部改正  
保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正

○条 例

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県条例第三十九号

**大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように

改正する。

別表第三の一般旅券申請事務の部中「二、〇〇〇円」を「二、三〇〇円（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四、三〇〇円）」に、「旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四、〇〇〇円」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合にあつては、三、九〇〇円（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、三、

		二 当該申請又は通知に係る建築物の標準審査の合計		一 当該申請又は通知に係る建築物の標準審査の合計		床面積の合計		床面積の合計		床面積の合計	
口 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の確認を申請し、又は通知する場合				イ 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）の確認を申請し、又は通知する場合		〇〇〇円	に、「二三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「三	二〇〇平	二〇〇平	二〇〇平	二〇〇平
メートル五、〇〇	メートル未満	メートル以上五、〇〇	メートル未満	二、〇〇	二、〇〇	二〇〇平	二〇〇平	二〇〇平	二〇〇平	二〇〇平	二〇〇平
一件		一件		一件	一件	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円
六九、〇〇〇円		五三、〇〇〇円									

別表第三の建築基準法関係事務の部の建築物確認申請又は通知に係る審査手数料の項から「作物計画変更確認申請又は通知に係る審査手数料の項までの備考の欄を次のように改める。」

- 一 「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省令第一号)第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 二 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 三 「複合建築物」とは、一つの建築物において、住宅の部分と住宅以外の用途に供する部分を併せて有するものをいう。

四 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。

イ 建築物を建築する場合(ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(ニに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一

ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

五 建築物確認申請又は通知に係る審査手数料については、建築物の仕様基準の審査を要しない場合は一の区分に掲げる金額とし、建築物の仕様基準の審査を要する場合は一の区分に掲げる金額に二の区分に掲げる金額を加算した金額とする。

別表第三の建築基準法関係事務の部の建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「一四、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二七、〇〇〇円)」に、「一七、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、三一、〇〇〇円)」に、

「二三、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、四〇、〇〇〇円)」に、「三三、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五五、〇〇〇円)」に改め、「五三、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五九、〇〇〇円)」を、「七四、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、八一、〇〇〇円)」を、「一七八、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、一九、〇〇〇円)」を、「二六〇、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二九一、〇〇〇円)」を、「四五五、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五〇四、〇〇〇円)」を加え、同項の備考の欄を次のように改める。

一 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。

イ 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

ロ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合(当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一)

二 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第一項第三号に定める基準をいう。

別表第三の建築基準法関係事務の部の中間検査を受けた建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「一三、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二五、〇〇〇円)」に、「一六、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二九、〇〇〇円)」に、「二二、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、三九、〇〇〇円)」に、「三〇、〇〇〇円」を「四九、〇〇〇円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五三、〇〇〇円)」に、「五二、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五八、〇〇〇円)」に改め、「六九、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、七七、〇〇〇円)」を、「一六一、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、三一、〇〇〇円)」に、

査する場合にあつては、「七八、〇〇〇円」を、「三二二、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二八三、〇〇〇円）」を、「四五〇、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、四九四、〇〇〇円）」を加え、同項の備考の欄を次のように改める。

一 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。

イ 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

ロ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合

当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一

二 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に定める基準をいう。

別表第三の建築基準法関係事務の部の建築物中間検査申請又は通知に係る検査手数料の項目中「一三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に改め、同表の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の部の低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料の項目中「三七、三〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては二八、八〇〇円、」を、「七四、三〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては五四、六〇〇円、」を、「一〇四、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては七六、二〇〇円、」を、「一四六、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては一〇七、〇〇〇円、」を、「二〇九、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては一五五、〇〇〇円、」を、「三〇〇、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては三二五、〇〇〇円、」を、「四〇〇〇円、」を、「五三二、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四〇四、〇〇〇円、」を、「六二四、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四六八、〇〇〇円、」を加え、同項及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請に係る審査手数料の項目の備考の欄中8を9とし、7を8とし、同欄の6中「（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同欄の6を同欄の7とし、同欄の5中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

（平成二十八年 経済産業省 令第一号）」を「省令」に改め、同欄の5を同欄の6とし、同欄の4の次に次のように加える。  
5 「仕様・計算併用法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この部において「省令」という。）第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)による評価方法をいう。

別表第三の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務の部の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料の項目中「三三、一〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては二四、〇〇〇円、」を、「三五、六〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては二六、五〇〇円、」を、「六三、五〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四七、〇〇〇円、」を、「一〇六、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては七八、三〇〇円、」を、「一七九、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては一三六、〇〇〇円、」を、「三五六、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては一九八、〇〇〇円、」を加え、同項の備考の欄の第一号中「第三十四条第三項」に改め、同欄の第七号中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同号を同欄の第八号とし、同欄の第六号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同欄の第五号を同欄の第六号とし、同欄の第四号中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第二項第一号」に改め、同号を同欄の第五号とし、同欄の第三号を同欄の第四号とし、同欄の第二号の次に次の一號を加える。

三 「仕様・計算併用法」とは、省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)による評価方法をいう。

別表第三の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務の部の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請に係る審査手数料の項目中「第三十六条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同部の建築物エネルギー消費性能認定申請に係る審査手数料の項目を削り、同部の建築物エネルギー消費性能の適合性判定手数料の項目を次のように改める。

（仕様・計算併用法による審査 が行われる場合にあつては二 一 床面 積の合 計は、
--

令和六年十二月二十三日

大分県報号外（条例）

二 部 分 住 宅 物 の 建 築 複 合 住 宅 等 又 は 同 住 共		一 戸 建 て の 住 宅 の 判 定 を 受 け る 場 合	
合 計 床 面 積 の		合 計 床 面 積 の	
ト ル 以 方 メ 1 平 ○	二、 〇 平 〇	満 ト ル 未 方 メ 1 平 〇	二、 〇 平 〇
ト ル 以 方 メ 1 平 ○	二、 〇 平 〇	メー ト ル 未 方 メ 1 平 〇	三 〇 平 方
六 〇 〇 円  (仕様・計算併用法による審査 が行われる場合にあつては七 八、三〇〇円、当該建築物が法 第三十条第一項の建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定を 受けた建築物の他の建築物であ る場合にあつては一九、四〇〇円)	一七九、 〇 〇 〇 円  (仕様・計算併用法による審査 が行われる場合にあつては七 八、三〇〇円、当該建築物が法 第三十条第一項の建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定を 受けた建築物の他の建築物であ る場合にあつては一九、四〇〇円)	六三、 五 〇 〇 円  (仕様・計算併用法による審査 が行われる場合にあつては四 七、〇〇〇円、当該建築物が法 第三十条第一項の建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定を 受けた建築物の他の建築物であ る場合にあつては九、五五〇円)	三五、 六 〇 〇 円  (仕様・計算併用法による審査 が行われる場合にあつては二 六、五〇〇円、当該建築物が法 第三十条第一項の建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定を 受けた建築物の他の建築物であ る場合にあつては五、一〇〇円)
方 メ 1 平 ○	一、 〇 平 〇	満 ト ル 未 方 メ 1 平 〇	一 ル 以 上 メ ト ル 未 方 メ 1 平 〇
方 メ 1 平 ○	一、 〇 平 〇	ト ル 未 方 メ 1 平 〇	三 〇 平 方
保 計 画 が モ デ ル 建 物 法 に よ る 基 礎 (建築物エネルギー消費性能確 保計画がモデル建物法による基 準に適合するものとして提出さ れた場合にあつては一〇二、〇 〇〇円、当該建築物が法第三十 条第一項の建築物エネルギー消 費性能向上計画の認定を受けた 建築物の他の建築物である場合に あつては一六、〇〇〇円)	二六二、 〇 〇 〇 円  (建築物エネルギー消費性能確 保計画がモデル建物法による基 準に適合するものとして提出さ れた場合にあつては一〇二、〇 〇〇円、当該建築物が法第三十 条第一項の建築物エネルギー消 費性能向上計画の認定を受けた 建築物の他の建築物である場合に あつては一六、〇〇〇円)	二〇八、 〇 〇 〇 円  (建築物エネルギー消費性能確 保計画がモデル建物法による基 準に適合するものとして提出さ れた場合にあつては七九、九〇 〇円、当該建築物が法第三十 条第一項の建築物エネルギー消 費性能向上計画の認定を受けた建 築物の他の建築物である場合に あつては九、五五〇円)	二五六、 〇 〇 〇 円  (仕様・計算併用法による審査 が行われる場合にあつては一九 八、〇〇〇円、当該建築物が法 第三十条第一項の建築物エネルギー 消費性能向上計画の認定を受けた 建築物の他の建築物である場合に あつては七三、九〇〇円)

三 非 建 築 物 又 は 複 合 建 築 物 の 住 宅 部 分 の 判 定 を 受 け る 場 合				合 計 積 床 面
上 二 、 ト ル 以 上 メ ート ル 未 満	〇 〇 〇 平 方	一 〇 〇 平 方	一 〇 〇 平 方	二 〇 〇 平 方
ル メ ート ル 未 満	〇 〇 〇 平 方	一 〇 〇 平 方	五 〇 〇 平 方	二 〇 〇 平 方
一 件	一 件	一 件	一 件	一 件
(建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては二一六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては七三、九〇〇円)	五八八、〇〇〇円	（建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては二八一、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一六、〇〇〇円）	（建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては二一六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては七三、九〇〇円）	四七八、〇〇〇円

別表第三の租税特別措置法関係事務の部の特定の民間再開発事業認定申請手数料の項を削り、同表の運転免許関係事務の部の運転免許試験手数料の項の金額の欄及び備考の欄を次のように改める。				
四 複合建築物の建築物 全 体 の 判 定 を 受 け る 場 合				
二 五 、 〇 〇 〇 平 方 メ ート ル 以 上				
一、 六 五 〇 円	一、 九 五 〇 円	一、 九 五 〇 円	一、 九 五 〇 円	一、 六 五 〇 円
（建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては二八一、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一六、〇〇〇円）	道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等（道路交通法第一百一条第一項に規定する免許証等をいう。以下この部において同じ。）の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。	道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験（以下この部において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六、九〇〇円とする。	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。	（建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建物法による基準に適合するものとして提出された場合にあつては三三八、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一四七、〇〇〇円）
技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、三〇〇円とする。	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、三〇〇円とする。	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、三〇〇円とする。	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、三〇〇円とする。	七九三、〇〇〇円

令和六年十二月二十三日

大分県報号外（条例）

	一、九五〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
	二、八〇〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、五五〇円とする。
	一、九五〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
	一、六〇〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
	一、八〇〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
	一、九五〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
	一、八〇〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七、四五〇円とする。
	四、五〇〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七、四五〇円とする。
	一、八〇〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、七〇〇円とする。
	二、九五〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、七〇〇円とする。

別表第三の運転免許許關係事務の部の検査手数料の項中「三、九〇〇円」を「三、九五〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、九五〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八五〇円」に、「四、五五〇円」を「四、六五〇円」に改め、同部の再試験手数料の項中「一、九〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「四、四〇〇円」を「五、〇五〇円」に、「一、七五〇円」を「一、九五〇円」に、「三、五五〇円」を「二、七五〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、五五〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同部の免許証交付手数料の項を次のように改める。

規定期によ る申出をす る場合	道路交通 法第九十 五条の二 第六項の 規定によ る場合	免許証交 付手数料		一 第 一種運 轉免 許又は 第二種運 轉免 許による 交付を受け る場合	一 件	二、三五 〇円
		二、仮運 轉免許に 係る免 許証	五 条の二 第十 一項 の規定に よる交付 を受ける 場合			
一件	一件	一件	一件			
一、五〇〇円	一、一〇〇円	二、五五〇円				
一、特定試験免除者に係る記録にあ つては、一、三五〇円とする。 二、複数免許取得者に係る記録にあ つては、一、三五〇円又は一、一 五〇円に、与える免許一種類ごと に二〇〇円を加えた額とする。				新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第九十条の二第一項第三号に該当し同項の規定の適用を受けたもの（以下この部において「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、二、一〇〇円とする。		

		料手記録情報免許特定	一 交通法 第九十一条の二第三項の規定による特定免許情報の記録	二 交通法 第一百一十九条の四第二項の規定による申出（以下この部において「更新時不交付申出」という。）をする場合	道路交通法第一百一十九条の二第一項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この部において「経由申請」といいう。）をする場合
二 道路交通法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第一百六条の四第二項の規定による免許情報記录の書換え		二 道路交通法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この部において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えについては、一〇〇円とする。	二 道路交通法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記录個人番号カードを有する者（以下この部において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては、一、三五〇円に与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額と	二 道路交通法第一百一十九条の二第一項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この部において「経由申請」といいう。）をする場合は、一〇〇円とする。	二 道路交通法第一百一十九条の二第一項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この部において「経由申請」といいう。）をする場合は、八〇〇円
一件		一件	一件	一件	八〇〇円
一、五五〇円		一、五五〇円	一、五五〇円	一、五五〇円	八〇〇円

令和六年十二月二十三日

大分県報号外  
(条例)

					別表第三の運転免許関係事務の部の免許証更新手数料の項及び経由手数料の項を次のように改める。
を する 場 合	一 件	一 件	一 件	二、七五〇 円	する。
経由申請 をする場 合	二、八五〇 円	一、三〇〇 円	一、三〇〇 円	二、七五〇 円	

料手数証免等更新の手数料									
二、免許情報記録の有効期間の更新(同時に免許証の有効期間の更新を受けた場合を除く。)									
合であつて、道路交通法第百一条の二の二第三項の規定による定め(以下この部において「経由地書換出手出」といいう。)をするとき									
地書換申合あつて、経由申請をする場合	地書換申合あつて、経由申請をする場合	地書換申出をするとき	経由申請をする場合	経由申請をしない場合	経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき	経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき	経由申請をする場合	下この部において「経由地書換出手出」といいう。)をするとき	百一条の二の二第三項の規定による定め(以下この部において「経由地書換出手出」といいう。)をするとき
一 件	一 件	一 件	一 件	一 件	一 件	一 件	一 件	一 件	一 件
二、八五〇 円	二、五〇〇 円	二、五〇〇 円	二、一〇〇 円	一、九五〇 円	一、九五〇 円	一、九五〇 円	一、七〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円

別表第三の運転免許関係事務の部の運転経歴証明書交付手数料の項中「一、一〇〇円」を「一、一五〇円」に改め、同項の次に次のように加える。	
料手数記録情報運転経歴	新間の更いとき出をしない場合
一 件	一 件
九〇〇円	一、七〇〇 円
道路交通法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則第三十条の十一第一項の運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、一〇〇円とする。	二、九五〇 円
別表第三の運転免許関係事務の部の運転技能検査手数料の項中「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に改め、同部の審査手数料の項中「一、四〇〇円」を「一、三五〇円」に、「二、八五〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同部の技能検定員審査手数料の項の金額の欄を次のように改める。	三、七五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、二三、七五〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。 一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、八〇〇円 二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 六、三五〇円 三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてある事項についての審査の免除 二、五〇〇円 四 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 二、五〇〇円 五 技能検定の実施に関する知識についての審査の免除 二、六〇〇円 六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 一、八〇〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 二、九五〇円  
八 三及び四の免除のいずれをも免除 五五〇円

一九、八〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一九、八〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。  
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、六五〇円  
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 六、二十五〇円

三 道路交通法第二百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項についての審査の免除 二、〇〇〇円

四 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 二、〇〇〇円

五 技能検定の実施に関する知識についての審査の免除 一、八五〇円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 二、〇〇〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 九〇〇円  
八 三及び四の免除のいずれをも免除 三五〇円

一四、四五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一四、四五〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。  
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 一、二〇〇円  
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 一、九〇〇円

三 道路交通法第二百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項についての審査の免除 二、〇〇〇円

四 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 二、〇〇〇円

五 技能検定の実施に関する知識についての審査の免除 一、五五〇円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 二、四〇〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 一、三五〇円  
八 三及び四の免除のいずれをも免除 三五〇円

二二、二〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、二二、二〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。  
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 四、四五〇円  
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 七、七五〇円

三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 三、七五〇円

四 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識についての審査の免除 二、六〇〇円

五 一及び二の免除のいずれをも免除 二、九〇〇円

別表第三の運転免許関係事務の部の教習指導員審査手数料の項の金額の欄を次のように改める。

一五、一〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一五、一〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。  
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、八〇〇円  
二 技能教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、四〇〇円  
三 学科教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、三〇〇円

四 道路交通法第二百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識についての審査の免除 一、六〇〇円  
五 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 一、六〇〇円  
六 教習指導員として必要な教育についての知識についての審査の免除 一、五五〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 三、〇〇〇円  
八 四及び五の免除のいずれをも免除 二〇〇円

一二、〇〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一二、〇〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。  
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、六五〇円  
二 技能教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、三〇〇円

三 学科教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、二五〇円

四 道路交通法第二百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識についての審査の免除 一、三五〇円  
五 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 一、三五〇円  
六 教習指導員として必要な教育についての知識についての審査の免除 一、三〇〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 九五〇円  
八 四及び五の免除のいずれをも免除 一五〇円

九、九五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、九、九五〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 一、二〇〇円  
二 技能教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、三五〇円  
三 学科教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、二五〇円

四 道路交通法第二百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識についての審査の免除 一、三五〇円  
五 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 一、三五〇円  
六 教習指導員として必要な教育についての知識についての審査の免除 一、二五〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 一、三五〇円  
八 四及び五の免除のいずれをも免除 五〇円

一二、八五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一二、八五〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

○教習指導員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 一二、八五〇円

二 技能教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一二、一〇〇円

三 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業

の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識についての審査の免除 一二、六〇〇円

四 一及び二の免除のいずれをも免除 一二、九五〇円

別表第三の運転免許関係事務の部の国外運転免許証交付手数料の項中「一二、三五〇円」を「一二、二五〇円」に改め、同部の講習手数料の項中

五〇〇円

公安部委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この部において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この部において「オンライン講習」といいう。）につては、二〇〇円とする。

「第九十二条の二第一項の表の備考一の3」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のハ」に、

一 道路交通 法第二百八条 の二第一項 第一号に掲 げる講習	一時	七五〇
--	----	-----

八〇〇円

（）にあつては、二〇〇円とする。

公安部委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この部において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この部において「オンライン講習」といいう。）にあつては、二〇〇円とする。

一 道路交通 法第二百八条 の二第一項 第一号に掲 げる講習	一時	七五〇
--	----	-----

八〇〇円

（）にあつては、二〇〇円とする。

「二、三五〇円」を「二、四〇〇円」に、「四、四五〇円」を「四、六五〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「三、〇五〇円」に、「四、一五〇円」を「四、三〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、七五〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、八五〇円」に、
---

八〇〇円

（）にあつては、二〇〇円とする。

公安部委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この部において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この部において「オンライン講習」といいう。）にあつては、二〇〇円とする。

九 道路交通 法第二百八条 の二第一項 第一号に掲 げる講習	一時	九〇〇
--	----	-----

九〇〇円

（）にあつては、二〇〇円とする。

公安部委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この部において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この部において「オンライン講習」といいう。）にあつては、二〇〇円とする。

「三、一五〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、一五〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八五〇円」に、「二、五五〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五五〇円」に、「第九十二条の二第一項の表の備考一の2」を「第九十五条の六第一項の表の備考一の口」に、
--

八〇〇円

（）にあつては、二〇〇円とする。

公安部委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この部において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この部において「オンライン講習」といいう。）にあつては、二〇〇円とする。

「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、	「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、	「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、
のに対する講習	道路交通法第九十五条の六 第一項の表の備考一の二に 規定する違反運転者等のう ち特定基準不該当者である ものに対する講習	道路交通法第九十五条の六 第一項の表の備考一の二に 規定する違反運転者等のう ち特定基準不該当者である ものに対する講習
実車等指導 を含まない 講習	自動車等 (これに準 ずるものと して国家公 安委員会規 則で定める 装置を含 む。)を使 用する指導 (以下この 部において 「実車等指 導」とい う。)を含 む講習	自動車等 (これに準 ずるものと して国家公 安委員会規 則で定める 装置を含 む。)を使 用する指導 (以下この 部において 「実車等指 導」とい う。)を含 む講習
一件	一件	一件
九、三五〇 円	一二、九〇 円	一二、九〇 円

令和六年十二月二十三日	「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、	「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、	「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、
大分県報号外（条例）	のに対する講習	道路交通法第九十五条の六 第一項の表の備考一の二に 規定する違反運転者等のう ち特定基準不該当者である ものに対する講習	道路交通法第九十五条の六 第一項の表の備考一の二に 規定する違反運転者等のう ち特定基準不該当者である ものに対する講習
附 則	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行す る。	「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、	「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、	「六、四五〇円」を「六、六〇〇円」に、
一 別表第三の租税特別措置法関係事務の部及び別表第四の改正規定 公布の日 二 別表第三の一般旅券申請事務の部及び運転免許関係事務の部の改正規定 令和七年三 月二十四日	「六、四五〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同部の認知機能検査員講習手数料の項中「一、 四五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一五〇円」に改める。 別表第四の運転免許関係事務の項中「及び第十号」を「、第十号及び第十四号」に改め る。	「六、四五〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同部の認知機能検査員講習手数料の項中「一、 四五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一五〇円」に改める。 別表第四の運転免許関係事務の項中「及び第十号」を「、第十号及び第十四号」に改め る。	「六、四五〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同部の認知機能検査員講習手数料の項中「一、 四五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一五〇円」に改める。 別表第四の運転免許関係事務の項中「及び第十号」を「、第十号及び第十四号」に改め る。

令和六年十二月二十三日

大分県報号外（条例）

一一

三 別表第三の建築基準法関係事務の部、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務の部の改正規定並びに次項の規定 令和七年四月一日  
（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第三の建築基準法関係事務の部の規定は、前項第三号に定める日以後にその工事に着手する建築物の建築等に係る事務について適用し、同日前にその工事に着手する建築物の建築等に係る事務については、なお従前の例による。

大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第四十号

#### 大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

大分県産業廃棄物税条例（平成十六年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和元年大分県条例第三十五号）」を「大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和六年大分県条例第四十号）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第四十一号

#### 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項の事務の欄の第一号9(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料  
(2) 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料

（3） 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料  
別表第二の三の項の事務の欄の第二号(4)を次のように改める。

（4） 法第十二条第一項及び第二項  
（5） 法第十二条の二第一項  
（6） 法第十二条の七第一項及び第三項  
（7） 法第十二条の八第三項

（大分県使用料及び手数料条例の一部改正）

第二条 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の大麻関係事務の部中「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第四十二号

#### 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十号）の一部を次のように改める。

第二十四条に次の二項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十九条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第三十条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県条例第四十三号

## 宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例

### (大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

第一条 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の土砂等のたい積行為許可等関係事務の部中「たい積行為」を「堆積行為」に、「六五、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改め、同表の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部の宅地造成工事許可申請手数料の項中「宅地造成工事」を「宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事」に、「切土又は盛土する」を「盛土又は切土をする」に改め、「（以下この部において「宅地造成区域」という。）」を削り、「一二、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、

「一、〇〇〇平方メートルを超える、〇〇〇平方メートル以内」を

一、〇〇〇平方メートルを超える、〇〇〇平方メートル以内	一件	四四、〇〇〇円
二、〇〇〇平方メートルを超える、〇〇〇平方メートル以内	一件	六一、〇〇〇円
三、〇〇〇平方メートルを超える、〇〇〇平方メートル以内	一件	三一、〇〇〇円

に、

「二、〇〇〇平方メートルを」を「三、〇〇〇平方メートルを」に、「四七、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「六七、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「一七〇、〇〇〇円」を「二二八、〇〇〇円」に、「二五〇、〇〇〇円」を「三五四、〇〇〇円」に、「三四〇、〇〇〇円」を「四九八、〇〇〇円」に、「四二〇、〇〇〇円」を「六四二、〇〇〇円」に改め、

同項に次のように加える。

大分県報号外(条例)	域内規制事務等工事造成宅地	請手数料の項を次のように改める。 別表第三の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部の宅地造成工事の計画の変更に よる	土石の堆積を行う土地面積を
		変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した金額	五〇〇平方メートル以内
		一工事の設計の変更（二のみに該当する場合を除く。）につ	五〇〇平方メートルを超える
		上記により算定した金額が六四二、〇〇〇円を超える	一六、〇〇〇円
			一八、〇〇〇円
			二一、〇〇〇円
			二四、〇〇〇円
			三四、〇〇〇円
			三七、〇〇〇円
			四四、〇〇〇円
			五六、〇〇〇円
			七八、〇〇〇円
			一一四、〇〇〇円
			一三八、〇〇〇円

			におけるお宅地造成等工事申手請料数
土石の堆積に関する工事の計画の変更			いは、盛土又は切土をする土地の面積(二に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事許可申請手数料に規定する額に十分の一を乗じて得た額
変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した金額 一工事の設計の変更 (二)のみに該当する場合は、土石の堆積 場合は、土石の堆積 一又は二以外の変更については、一〇〇〇円			ときは、その金額は、六四二、〇〇円とす。
ときは、その金額が 一三八、一〇〇〇円 を超えるときは、 上記により算定し た金額が			
別表第三の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部に次のように加える。			を行う土地の面積(二に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積)に応じ宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事許可申請手数料に規定する額に十分の一を乗じて得た額
一、〇〇〇平方メートルを超えて、〇〇〇〇平方メートル以内			いは、一三八、〇〇〇円とす。
一件	一件	一件	三 一又は二以外の変更については、一〇、〇〇〇円
一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	三 一又は二以外の変更については、一〇〇〇〇円

盛土特定するに内域制等規定			又は成地工事検査数料												
面積の土地を切又は盛土			又は成地工事検査数料												
ル以内 超え一、〇〇〇平方メートルを 超え二、〇〇〇平方メートルを 超え三、〇〇〇平方メートルを	内 一、〇〇〇平方メートルを超える 一、〇〇〇平方メートルを超える 一、〇〇〇平方メートルを超える	五〇〇平方メートル以内 五〇〇平方メートル以内 五〇〇平方メートル以内	一〇〇、〇〇〇平方メートル 一〇〇、〇〇〇平方メートル 一〇〇、〇〇〇平方メートル	ルを超える ルを超える ルを超える	七〇、〇〇〇平方メートル 七〇、〇〇〇平方メートル 七〇、〇〇〇平方メートル	四〇、〇〇〇平方メートル 四〇、〇〇〇平方メートル 四〇、〇〇〇平方メートル	一〇、〇〇〇平方メートル 一〇、〇〇〇平方メートル 一〇、〇〇〇平方メートル	二〇、〇〇〇平方メートル 二〇、〇〇〇平方メートル 二〇、〇〇〇平方メートル	一〇、〇〇〇平方メートル 一〇、〇〇〇平方メートル 一〇、〇〇〇平方メートル	超え一〇、〇〇〇平方メートル 超え一〇、〇〇〇平方メートル 超え一〇、〇〇〇平方メートル	五、〇〇〇平方メートルを 五、〇〇〇平方メートルを 五、〇〇〇平方メートルを	超え五、〇〇〇平方メートル 超え五、〇〇〇平方メートル 超え五、〇〇〇平方メートル	三、〇〇〇平方メートルを 三、〇〇〇平方メートルを 三、〇〇〇平方メートル	二、〇〇〇平方メートルを 二、〇〇〇平方メートルを 二、〇〇〇平方メートル	ル以内 ル以内 ル以内
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	ル以内	
四四、〇〇〇 円	三一、〇〇〇 円	二一、〇〇〇 円	二七、〇〇〇 円	二六、〇〇〇 円	二〇、〇〇〇 円	一八、〇〇〇 円	一七、〇〇〇 円	一六、〇〇〇 円	一五、〇〇〇 円	一三、〇〇〇 円	一一、〇〇〇 円	一一、〇〇〇 円	一一、〇〇〇 円	ル以内	

令和六年十二月二十三日

大分県報号外  
(条例)

積の土石行う積の土石			等積の土石積可申請手数料												
積の土石行う積の土石			等積の土石積可申請手数料												
二、〇〇〇平方メートルを 超え一、〇〇〇平方メートルを 超え二、〇〇〇平方メートルを 超え三、〇〇〇平方メートルを	内 一、〇〇〇平方メートルを超える 一、〇〇〇平方メートルを超える 一、〇〇〇平方メートルを超える	五〇〇平方メートル以内 五〇〇平方メートル以内 五〇〇平方メートル以内	一〇〇、〇〇〇平方メートル 一〇〇、〇〇〇平方メートル 一〇〇、〇〇〇平方メートル	ルを超える ルを超える ルを超える	七〇、〇〇〇平方メートル 七〇、〇〇〇平方メートル 七〇、〇〇〇平方メートル	四〇、〇〇〇平方メートル 四〇、〇〇〇平方メートル 四〇、〇〇〇平方メートル	一〇、〇〇〇平方メートル 一〇、〇〇〇平方メートル 一〇、〇〇〇平方メートル	二〇、〇〇〇平方メートル 二〇、〇〇〇平方メートル 二〇、〇〇〇平方メートル	一〇、〇〇〇平方メートル 一〇、〇〇〇平方メートル 一〇、〇〇〇平方メートル	超え一〇、〇〇〇平方メートル 超え一〇、〇〇〇平方メートル 超え一〇、〇〇〇平方メートル	五、〇〇〇平方メートルを 五、〇〇〇平方メートルを 五、〇〇〇平方メートル	超え五、〇〇〇平方メートル 超え五、〇〇〇平方メートル 超え五、〇〇〇平方メートル	三、〇〇〇平方メートルを 三、〇〇〇平方メートルを 三、〇〇〇平方メートル	二、〇〇〇平方メートルを 二、〇〇〇平方メートルを 二、〇〇〇平方メートル	ル以内 ル以内 ル以内
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	ル以内	
二一、〇〇〇 円	一八、〇〇〇 円	一六、〇〇〇 円	六四二、〇〇〇 円	四九八、〇〇〇 円	三四四、〇〇〇 円	二二八、〇〇〇 円	一五〇、〇〇〇 円	九六、〇〇〇 円	七二、〇〇〇 円	六二、〇〇〇 円	一一、〇〇〇 円	一一、〇〇〇 円	一一、〇〇〇 円	ル以内	

一五

特定期制等規則に規定するお内区等又は土石の盛土等の特定盛土								
更替	特定盛土等に関する工事の計画の変更							
算出した金額 一 工事の設計の変更 (二)のみに該当する場合を除く。)については、盛土又は切土をする土地の面積(二に規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の盛土又は切土をする土地の面	変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した金額	一件 一三八、〇〇円	一件 一一四、〇〇円	一件 七八、〇〇円	一件 五八、〇〇円	一件 四四、〇〇円	一件 三七、〇〇円	一件 三四、〇〇円
る。 その金額は、六四〇円とす。	上記により算定した金額が六四二、〇〇〇円を超えるときは、							

堆積工事許可申請手数料	更替	土石の堆積に関する工事の計画の変更	上記により算定した金額が六四二、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、
積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額に十分の一分乗じて得た額	二 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額	三 一又は二以外の変更については、一〇〇、〇〇〇平方メートルを超える	更替	土石の堆積に関する工事の計画の変更	上記により算定した金額が六四二、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、
積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額に十分の一分乗じて得た額	二 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額	三 一又は二以外の変更については、一〇〇、〇〇〇平方メートルを超える	更替	土石の堆積に関する工事の計画の変更	上記により算定した金額が六四二、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、
積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額に十分の一分乗じて得た額	二 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額	三 一又は二以外の変更については、一〇〇、〇〇〇平方メートルを超える	更替	土石の堆積に関する工事の計画の変更	上記により算定した金額が六四二、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、	上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、

特定盛土規制区域内における特定盛土工事の申請手数料			
間仕事等	盛土面積	切土する土地の面積	盛土をする土地の面積
超え三、〇〇〇平方メートルを ル以内	一、〇〇〇平方メートルを超 え二、〇〇〇平方メートル以 内	五〇〇平方メートルを超 え一、〇〇〇平方メートル以 内	五〇〇平方メートル以内
二、〇〇〇平方メートルを 超え三、〇〇〇平方メートルを ル以内	一、〇〇〇平方メートルを超 え二、〇〇〇平方メートル以 内	五〇〇平方メートルを超 え一、〇〇〇平方メートル以 内	五〇〇平方メートル以内
令和六年十二月二十三日	一件	一件	一件
一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

(大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)							
第二条 大分県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。							
別表第一の一の項の事務の欄の第一号を次のように改める。							
1 条例第二条第二項の規定に基づき、次に掲げる手数料の徴収を行うこと。	二 宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務に係る一般旅券申請手数料(渡航先の追加に係るもの)を除く。)	三 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事に係るもの(宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等工事中間検査手数料)	四 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事変更許可申請手数料	五 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事中間検査手数料	六 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事中間検査手数料	七 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事中間検査手数料	八 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事中間検査手数料
一 旅券法関係事務に係る一般旅券申請手数料(渡航先の追加に係るもの)を除く。)	二 宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務に係る一般旅券申請手数料(渡航先の追加に係るもの)を除く。)	三 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等工事中間検査手数料	四 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事変更許可申請手数料	五 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事中間検査手数料	六 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事中間検査手数料	七 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事中間検査手数料	八 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事中間検査手数料

料

別表第一の一の項の市町村の欄中「各市町村」の下に「(ただし、事務の欄の第一号2にあつては、別府市とする。)」を加え、同表の二十八の項を次のように改める。

別府市	<p>二十八 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号。以下この項中の「法」といいう。）を許可すること。</p> <p>一 法第十二条第一項の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土等に関する工事（以下この項において「工事」という。）を許可すること。</p> <p>二 法第十二条第三項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第十二条第一項の許可に必要な条件を付すること。</p> <p>三 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町村長に通知すること。</p> <p>四 法第十四条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証の交付又は不許可の通知をすること。</p> <p>五 法第十五条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国又は県等からの工事についての協議を受けること。</p> <p>六 法第十六条第一項の規定に基づき、工事の変更を許可すること。</p> <p>七 法第十六条第二項の規定に基づき、工事の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>八 法第十七条第一項の規定に基づき、工事の完了検査をすること。</p> <p>九 法第十七条第二項の規定に基づき、検査済証を交付すること。</p> <p>十 法第十八条第一項の規定に基づき、工事の中間検査をすること。</p> <p>十一 法第十八条第二項の規定に基づき、中間検査合格証を交付すること。</p> <p>十二 法第十九条第一項の規定に基づき、工事の定期の報告を受理すること。</p> <p>十三 法第二十条第一項から第三項までの規定に基づき、工事の許可を取り消し、当該工事の施行の停止等を命じ、土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずること。</p> <p>十四 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自ら災害防</p>
-----	--

止措置の全部又は一部を講ずること及び必要な公告をすること。

十五 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害防止措置に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させること。

十六 法第二十一条第一項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域指定の際に当該規制区域内において行われている工事の届出を受理すること。

十七 法第二十二条第二項の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町村長に通知すること。

十八 法第二十二条第三項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域内の土地において政令で定める工事をする者の届出を受理すること。

十九 法第二十二条第四項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者の届出を受理すること。

二十 法第二十二条第二項の規定に基づき、土地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成又は特定盛土等に伴う災害の防止ため必要な措置をとることを勧告すること。

二十一 法第二十三条第一項の規定に基づき、土地の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことなどを命ずること。

二十二 法第二十三条第二項の規定に基づき、土地の所有者等に対し、同条第一項の工事の全部又は一部を行ふことを命ずること。

二十三 法第二十四条第一項の規定に基づき、その職員に、土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況を検査させること。

二十四 法第二十五条の規定に基づき、土地の所有者、管理者又は占有者に対し、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めるこ

と。

二十五 施行規則第八十八条の規定に基づき、確認済証の交付を受けるために要する証明書等を交付するこ

と。

二十六 前各号に掲げるもののほか法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものを行う

こと。

別表第二の三十七の項中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県

土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改め、同項の事務の欄の第一号及び第二号中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同欄の第三号を削り、同欄の第四号を同欄の第三号とし、同欄の第五号を同欄の第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 条例第十一条第四号ただし書の規定に基づき、浸透水を採取するために必要な措置を講ずることができないことにつきやむを得ない事由があると認めるること。

別表第二の三十七の項の事務の欄の第十五号中「安全基準」を「土砂基準」に改め、同欄の第十六号中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改め、同欄の第十七号中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改め、同欄の第十八号中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改め、同欄中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げ、同欄の第二十八号中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同号を同欄の第二十六号とし、同欄の第二十九号

号を同欄の第二十七号とする。

(大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の一部改正)

第三条 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（平成十八年大分県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

#### 題名を次のように改める。

#### 大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例

「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

目次中「安全基準等」を「土砂基準等」に改める。

第一条中「並びに災害の発生」及び「とともに、生活の安全を確保する」を削る。

第二条第二号中「たい積」を「堆積」に改め、「かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するためには必要な措置が図られ」を削り、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第三条第一項中「並びに土砂等の崩落等」を削る。

第二章の章名中「安全基準等」を「土砂基準等」に改める。

第六条第一項及び第三項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「安全基準」を「土砂基準」に改め、同条第二項中「安全基準」を「土砂基準」に、「土壤の汚染及び水質の汚濁」を「土壤汚染等」に改める。

る。

第八条を次のように改める。

第九条第一項第二号中「たい積し」を「堆積し」に改め、同条第三項中「又は生活の安全の確保」を削る。

第十条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「位置」を「所在地」に改め、同項第六号中「及び特定事業の用に供する施設（以下「特定事業場」という。）の区域」を削り、「一時的たい積事業」を「一時の堆積事業」に改め、「当該特定事業場の構造が」を削り、「ものである」を「措置が講じられている」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

第十二条第一項第一号イ中「、第十九条第六項、第二十条第四項」を削り、同項第三号中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に、「安全基準」を「土砂基準」に改め、同項第四号を削り、同項第五号に次のただし書を加える。

ただし、当該措置を講ずることができないことにつきやむを得ない事由があると知事が認めた場合においては、この限りでない。

第十二条第一項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同条第二項を削る。

第十四条中「安全基準に」を「土砂基準に」に、「安全基準適合証明書」を「土砂基準適合証明書」に改め、同条第三号中「一時的たい積事業」を「一時の堆積事業」に改め

る。

第十五条中「の各号」を削り、同条の各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第十九条第一項前段の規定による休止の届出をした場合は、この限りでない。

第十五条第二号中「一時的たい積事業」を「一時の堆積事業」に改める。

第十六条第一項中「内の土壤」を「（土砂等を堆積している区域に限る。）内の土壤」に改め、同条第四項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第十七条中「又は生活の安全の確保」を削る。

第十八条第一項中「特定事業場」を「特定事業区域又はその周辺」に改め、同条第二項中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に改める。

第十九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、「並びに第一項の規定による措置が講じられているかどうか」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第二十条第四項を削る。

第二十二条第二項中「の各号」を削り、同項第三号中「位置」を「所在地」に改め、同条第三項中「第十二条第一項第一号」を「第十二条第一号」に改める。

第二十三条第一項第七号中「第十二条第一項第一号」を「第十二条第一号」に改める。

第二十四条中「第十二条第二項」を「第十二条第一項」に改める。

第二十九条第一号中「、第十二条第六項、第二十条第四項」を削る。

第三十一条第一号中「第十二条第二項」を「第十二条第一項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和七年五月一日から施行する。

##### （大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の一項改正に伴う経過措置）

2 第三条の規定による改正後の大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例（以下「新土砂条例」という。）第四章の規定（新土砂条例第十五条及び第十六条の規定を除く。以下同じ。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工事に着手する特定事業について適用し、施行日前に工事に着手した特定事業（当該特定事業において堆積した土砂等のうち宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「盛土規制法」という。）第十三条第一項又は第三十一条第一項の技術的基準の適用を受ける部分を除く。）については、なお従前の例による。

3 盛土規制法第十二条第一項ただし書又は第三十条第一項ただし書に規定する工事に係る特定事業については、前項の規定にかかわらず、新土砂条例第四章の規定を適用する。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる特定事業に関する規制に係る事務についての第一条の規定による改正前の大分県使用料及び手数料条例別表第三の土砂等のたい積行為許可等関係事務の部の規定及び第二条の規定による改正前の大分県の事務処理の特例に関する条例別表第一の三十七の項の規定の適用については、なお従前の例による。

##### （罰則に関する経過措置）

5 この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの条例の施行後に入った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

~~~~~  
警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 一 郎

大分県条例第四十四号  
警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和二十九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分中央警察署の項中「城南西二丁目」の下に「、深河内一丁目、深河内二丁目、深河内三丁目」を加え、同表の大分県大分南警察署の項中「上宗方南三丁目」の下に「、宗方台北、宗方台東、宗方台西」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和七年一月十一日から施行する。